(インタラクティブ配信に関する利用許諾)

第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算 した額とする。ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定める ことができる。

新

ダウンロード

(1)原則

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物 1 曲につき、<u>当該著作物の月間のリクエスト回数</u>に以下の額を乗じた額とする。

(表8-1-1)

再生期間制限		情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
再生制限	再生回数制限	1曲1リクエスト当たりの情報料の	1曲1リクエスト当たり5円50銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭
なし	なし	6.5%又は6円50銭のいずれか多		
		い額		
	再生回数制限 10 回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の 6.5%又は3円85銭のいずれか多 い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭
30日以内	再生回数制限	1曲1リクエスト当たりの情報料の	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円50銭
	なし	5.6%又は5円60銭のいずれか多		
		い額		
	再生回数制限	1曲1リクエスト当たりの情報料の	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭
	10回以内	5.6%又は3円85銭のいずれか多		
		い額		
7日以内	再生回数制限	1曲1リクエスト当たりの情報料の	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭
	なし	4.5%又は4円50銭のいずれか多		
		い額		
	再生回数制限	1曲1リクエスト当たりの情報料の		
	10回以内	4.5%又は3円85銭のいずれか多		
		い額		

また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。

(インタラクティブ配信に関する利用許諾)

第8条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算 した額とする。ただし、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定める ことができる。

IΒ

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信するときは、著作物 1 曲につき、<u>以下のとおり使用料を定めるも</u>のとする。

- (1) 情報料がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は6円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。
- (2) 情報料がなく、広告料等の収入がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当た リ5円50銭を乗じた額とする。
- (3) 情報料、広告料等の収入がない場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり4円 70銭を乗じた額とする。
- (4) ただし、受信先において当該曲データの回数等に制限があるときは、(1)(2)および(3)に定める6円50銭、5円50銭、4円70銭をそれぞれ次のとおり読み替えるものとする。
 - (ア)再生可能回数に10回までの範囲で制限があるものは「3円85銭」。
 - (イ)再生可能期間に10日までの範囲で制限があるものは「3円85銭」。

(2) 着信音再生専用データ

(1)の場合において、着信音再生専用データを配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間の リクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

(表8-1-2-1)

情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 6 . 5 %又は 4 円 7 0	1曲1リクエスト当たり4円70銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭
銭のいずれか多い額		

但し、着信音再生専用データ(但し1分30秒以内とする)であって、以下に該当するメドレーによる 利用の場合、メドレー1曲につき、当該メドレーの月間のリクエスト回数に、以下の額を乗じた額とする。

(表8-1-2-2)

総再生時間が45秒以内	総再生時間が45秒を超え、1分30秒以内	
2円40銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を	3円30銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数	
乗じた額	を乗じた額	

また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。

(3) 音声番組

音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。なお、音声番組とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組(映像を伴うものを除く)で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信させる単位をいう。

(表8-1-3)

再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし	
	1 音声番組 1 リクエスト当たりの情報料の	1 音声番組 1 リクエスト当たり 5 円 5	1 音声番組 1 リクエスト当たり 4 円 7	
なし	6.5%もしくは6円50銭、又は3円30	0銭又は2円80銭に1音声番組中に	0銭又は2円40銭に1音声番組中に	
	銭に1音声番組中における甲の管理する著	おける甲の管理する著作物数を乗じた	おける甲の管理する著作物数を乗じた	
	作物数を乗じた額のいずれか多い額	額のいずれか多い額	額のいずれか多い額	
	1 音声番組 1 リクエスト当たりの情報料の	1 音声番組 1 リクエスト当たり 5 円又	1 音声番組 1 リクエスト当たり 4 円 5	
3 0 日以内	5 . 6 %もしくは 5 円 6 0 銭、又は 1 円 4 0	は1円20銭に1音声番組中における	0銭又は1円10銭に1音声番組中に	
	銭に1音声番組中における甲の管理する著	甲の管理する著作物数を乗じた額のい	おける甲の管理する著作物数を乗じた	
	作物数を乗じた額のいずれか多い額	ずれか多い額	額のいずれか多い額	

(ウ)携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、総再生時間が1曲当たり45秒以内の着信音再生専用データのものは「4円70銭」。但し、受信した電話機から他の機器への転送、複製が可能なものを除く。

- (5) 携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、メドレー(1リクエストによりダウンロードされる着信音再生専用データが、複数の著作物(甲に管理委託されていない著作物が含まれる場合を含む)のみで構成される場合)による利用の場合、1リクエスト中の甲の管理する著作物につき、以下のとおり使用料を定めるものとする。但し、受信した電話機から他の機器への転送、複製が可能なものを除く。
- (ア)情報料の有無にかかわらず、総再生時間が45秒以内であって、かつ、当該メドレーに含まれる甲に 管理委託されている著作物がある場合、甲の管理する著作物1曲当たり2円40銭とする。

(イ)情報料の有無にかかわらず、総再生時間が45秒を超え、1分30秒以内である場合であって、かつ、 当該メドレーに含まれる甲に管理委託されている著作物がある場合、甲の管理する著作物1曲当たり3円 30銭とする。

			(傍紅	線は変更部分)
	1 音声番組 1 リクエスト当たりの情報料の	1音声番組1リクエスト当たり3円8	1 音声番組 1 リクエスト当たり 3 円 5	
7日以内	4.5%もしくは4円50銭、又は1円10	5銭又は0円96銭に1音声番組中に	0銭又は0円80銭に1音声番組中に	
	銭に1音声番組中における甲の管理する著	おける甲の管理する著作物数を乗じた	おける甲の管理する著作物数を乗じた	
	作物数を乗じた額のいずれか多い額	額のいずれか多い額	額のいずれか多い額	

但し、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定する。 また、上記表(但書を含む)により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、 1,000円とする。

(4) サブスクリプション

サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。なお、サブスクリプションとは、一定の期間を販売単位として情報料が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置(但書適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含む)において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいう。但し、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送又は複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一対一の関係にて紐付いている場合、又は、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものとの要件を充足するものとみなす。

(表8-1-4)

利用形態	使用実績報告	情報料又は広告料等の	情報料及び広告料等の
	の有無	収入あり	収入なし
		月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は78	5 6 円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用
		円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回
	あり	に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著	数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリク
通常		作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物	エスト回数で除して得られる割合を乗じた額
		を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割	
		合を乗じた額	
		月間の情報料および広告料等収入の7.8%、又は7	5 6 円に月間の総加入者数を乗じた額
	なし	8円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額	

			(1/3)
		月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物
		円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多	の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエ
	あり	い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理す	スト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物
携帯電話用		る著作物のリクエスト回数を甲以外の者が管理する著	のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
再生専用データ		作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られ	
		る割合を乗じた額	
		月間の情報料および広告料等収入の7.8%又は31	22円40銭に月間の総加入者数を乗じた額
	なし	円20銭に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多	
		い額	

また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。

(5) 音楽以外の著作物における音楽著作物の利用

ダウンロード配信される音楽以外の著作物において音楽著作物が利用されている場合、ダウンロードされる著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

(表8-1-5)

再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5. 9%又は5円90銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円30銭
3 0 日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4. 5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭
7 日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の3. 6%又は3円60銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円20銭	1曲1リクエスト当たり2円80銭

また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。

<u>___スト</u>リーム

(1) 原則

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下の通りとする。

- <u>(6)</u> ダウンロード配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合、著作物1曲につき、 以下のとおり使用料を定めるものとする。
 - (ア)情報料がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%又は 5円90銭のいずれか多い額を乗じた額とする。
 - (イ)情報料がなく、広告料等の収入がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり 5円を乗じた額とする。
 - (ウ)情報料、広告料等の収入がない場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり4円3 0銭を乗じた額とする。

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これを リクエストした受信者にストリーム配信するとき。

(表8-2)

利用形態	使用実績報告	情報料又は広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
	の有無		
		1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入	1 サービス当たり、1 ,000円に、著作物の使用実績
		に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証され	記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理す
	あり	るリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含	る著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得
		む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を	られる割合を乗じた額
通常		乗じた額	
		1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入	1サービス当たり、1,000円
	なし	に3.5%を乗じた額	
		1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入	1 サービス当たり、7 5 0 円に、著作物の使用実績記録
ストリーム配信		に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証	で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著
される音楽以外	あり	されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物	作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られ
の著作物におい		を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割	る割合を乗じた額
て、音楽著作物が		合を乗じた額	
利用されている		1 サービス当たり、月間の情報料および広告料等の収入	1 サービス当たり、7 5 0 円
場合	なし	に2.625%を乗じた額	

また、上記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000 円とする。但し、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しない。

<u>(2) リングバックトーン</u>

リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの情報料の4.5%又は2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。但し、これにより算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。

なお、リングバックトーンとは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせる ための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒 以内のものをいう。

歌詞・楽譜等可視的利用の場合

<u>(1) 複製可能な場合</u>

<u>ダウンロード形式又は、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合、著作物 1 曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。</u>

- (1) 情報料、広告料等の収入がある場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のある場合は、1番組当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額、又は月額1,000円のいずれか多い額を、月額の使用料とする。
- (2) 情報料、広告料等の収入がある場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のない場合は、1番組当たり、月間の情報料および広告料等の収入に3.5%を乗じた額又は月額1,000円のいずれか多い額を、月額の使用料とする。
 - (3) 情報料、広告料等の収入がない場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のある場合は、1番組当 たり、月額1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する 著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額とする。
 - (4) 情報料、広告料等の収入がない場合で、著作物毎のリクエスト数の使用実績記録のない場合は、1番組当 たり、月額1,000円とする。
 - (5) ストリーム配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合、著作物1曲につき、(1)(2)(3)および(4)に定める使用料の3/4とする。

(6) リングバックトーン (発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音)による利用の場合であって総再生時間が1曲当たり45秒以内の再生専用データのものは、 当該著作物の登録設定回数に1曲1設定当たりの情報料の4.5%又は2円50銭のいずれか多い額を乗 じた額とする。但し、受信した電話機から他の機器への転送、複製が可能なものを除く。

前項のサービスのうち、歌詞・楽譜等可視的利用の場合

(1) <u>ダウンロード形式または、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場</u> 合

(表8-3)

情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
1曲1リクエスト当たりの情報料の	1曲1リクエスト当たり6円	1曲1リクエスト当たり5円
9%又は9円のいずれか多い額		

また、上記表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とする。

- (2) データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間<u>の(1)</u>の規定を適用するものとする。
- 2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。
- 「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義を もってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。
 - <u>「サービス」</u>とは、1ホームページ(記載されている情報について1運営主体が責任を有する範囲のものをい う。)において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。
 - __ 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。
 - __ 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物の再生回数制限が3回以内であることを要する。
 - (ア) レコード等の製作又は販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合
 - (イ) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合
 - (ウ) 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合
- 第8条1項 から にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式又は ダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利 用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額又は率を定めることができる。
 - 「再生期間制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が制限される場合をいう。
 - 「再生回数制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製ができないもので、受信先において当該デ ータの再生可能な回数が制限される場合をいう。
 - <u>「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもって</u> するかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金をいう。

- (ア) <u>情報料がある場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエストあたりの情報料の9%または、9円のいずれか多い額を乗じた額とする。情報料がなく、広告料等収入がある場合は、当該著</u>作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり6円を乗じた額とする。
- (イ) <u>情報料、広告料等の収入がない場合は、当該著作物のリクエスト回数に1曲1リクエスト当たり5</u> 円を乗じた額とする。
- (2) データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間<u>の(1)</u> (2)(3)および(4)の規定を適用するものとする。
- 2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。
 - <u>著作物の利用時間(受信者に配信した著作物の再生時間)にかかわらず、楽曲を配信した場合は1曲とし、</u>歌詞のみ、楽譜のみを配信した場合は0.5曲とする。
 - __「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名 義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。
 - <u>「番組」</u>とは、1 ホームページ(記載されている情報について 1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。) において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。

歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物データの再生可能回数が3回以内であることを要する。

- (ア) レコード等の製作又は販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合
- (イ) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合

- 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内(但し本規定に別段の定めがある場合を除く)のものをいう。
- 「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含む。
- 「メドレー」とは、1リクエストによりダウンロードされる対象が、複数の著作物(甲の管理しない著作物を含む場合を含む)により構成される場合をいう。
 - 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいう。
- 「使用実績記録」とは、甲の管理する著作物及びそのリクエスト回数、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいう。